

平成26年度予算編成方針

1 国家財政の状況

(1) 経済状況 — 景気の緩やかな回復

- ・平成25年の景気動向は、緩やかに回復しつつある中、先行きについては、輸出が持ち直し、各種政策の効果が発現する中で、家計所得や投資の増加傾向が続き、景気回復の動きが確かなものとなることが期待されています。
- ・平成25年4月～6月期の国内総生産（GDP）の改定値は、物価変動を除いた実質で、前年比年率3.8%増となるなど、経済状況についても改善が見られるところとなっています。

(2) 経済財政運営と改革の基本方針・日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）—デフレ脱却と日本経済再生に向けて

- ・今後10年間平均で名目GDP成長率3%程度、実質成長率2%程度の成長を目指に、「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」の3本の矢（いわゆるアベノミクス）を強力に推進し、デフレからの早期脱却を図り、企業から家計への波及、雇用と所得の増加による、再生の10年を通じて経済の再生と財政の健全化の両立を実現することとされています。
- ・「日本再興戦略」は、このアベノミクスの第三の矢である成長戦略として位置づけられ、「日本産業再興プラン」、「戦略市場創造プラン」、「国際展開戦略」という3つのアクションプランに基づき、民間の力を最大限に引き出し、全員が参加し、世界で勝てる人材を育成し、新たなフロンティアを作り出すなどの成長への道筋を具体化していくこととされています。

(3) 中長期財政計画（平成25年8月8日閣議了解）—財政健全化に向けて

- ・国・地方を合わせた基礎的財政収支について、平成27年度（2015年度）までに、平成22年度（2010年度）に比べ赤字の対GDP比の半減を目指すこととされています。
- ・平成27年度の目標達成のためには、国の一般会計の基礎的財政収支については、平成26年度及び平成27年度の各年度で4兆円程度改善する必要があります。
- ・歳出面では、優先課題に重点を置くとともに大胆なスクラップアンドビルドを行うこと、民間需要や民間のイノベーションの誘発効果の高いもの、緊急性の高いもの、規制改革と一体として講じるものを重視すること、歳入面では、新規国債発行額については、平成26年度及び平成27年度においてそれぞれ前年度を上回らないよう、最大限努力することとされています。
- ・地方財政については、経済再生に合わせ、歳出特別枠等のリーマンショック後の危機対応モードから平時モードへの切り替えを進めていく必要があり、歳入・歳出面における改革を進めるほか、頑張る地方に対する支援を進めることとされています。

(4) 平成26年度予算の概算要求基準に当たって基本的な方針（平成25年8月8日閣議了解）－予算の中身の大胆な重点化

- ・平成26年度の概算要求基準は、予算の中身を重点化することとされ、年金・医療等の自然増9,900億円の加算、地方交付税交付金等の「中長期財政計画」との整合、義務的経費については同額とした上で、その他の経費については、前年度予算額の90%以内を「要望基礎額」とし、新たに特別枠として「新しい日本のための優先課題推進枠」を設け、要望基礎額の30%の範囲内の要望とし、一般会計の概算要求総額は過去最大の99兆2,000億円規模に達しています。
- ・消費税率の引上げによる社会保障4経費の充実などについては、予算編成過程で検討することとされています。

2 地方財政の状況

(1) 財源不足と地方債残高 － 高い水準で推移する財源不足

- ・平成25年度の地方財政は、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が一定程度増加する一方で、社会保障関係費の自然増や公債費が高い水準で推移すること等により、財源不足は約13兆円に達しています。
- ・借入金残高は、減税による減収の補填、景気対策等のための地方債の増発等により、平成25年度末には201兆円（平成24年度末同額）と見込まれています。

(2) 地方財政の課題 － 地方一般財源の確保と地方財政の健全化

- ・地方の安定的な財政運営に必要となる地方一般財源総額については、平成25年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保される必要があります。
- ・地方交付税については、本来の財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう総額を適切に確保される必要があります。
- ・「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」を踏まえ、財政の健全化に向けた取り組みを着実に進めていく必要があります。

3 本市財政の現状と予算編成方針

(1) 本市財政の現状 － 持続可能な財政運営に向けて

- ・平成24年度決算における実質収支をはじめ、地方財政健全化法に基づく財政指標などの各指標は、引き続き健全性を維持しています。
- ・平成23年度決算と比較して、市税が減収となり、特別会計への繰出金も増加し、財政力指数（3か年平均）については平成21年度以降、低下傾向にあり、経常収支比率は80%を超えるなど、財政構造の硬直化が懸念されるものとなっており、財政運営上留意を要する状況です。
- ・平成25年度の普通交付税については、臨時財政対策債への振替が増加したため前年度から約1億5千万円の減となり、また平成26年度から、市町村合併による合併算定替の特例措置分約4億円分の段階的な縮減が始まり、引き続き厳しい財政運営が続くものと思われます。
- ・第五次長期総合計画に基づく施策を着実に推進し、新たな政策課題に対応でき

る弾力的な財政構造を構築するためには、選択と集中により事業の重点化をさらに図り、さらなる歳出改革を実施することによって、持続可能な財政構造への転換を図っていく必要があります。

(2) 包括予算編成方式の継続実施 ー 特別要望枠の設定による弾力的予算編成

- ・予算事務の効率化と財源の戦略的配分を推進するとともに、各部局の積極的かつ創造的な取り組みを要望に反映するため、施策経費については、本年3月に内示している部局枠配分に加えて、新規事業に対する新たな「特別要望枠」を設けることとします。
- ・特別要望枠は、市長公約48施策に係るもの、政策懇談会による提案、その他市長から指示のあった事業とします。(3か年事業計画編成要領(P15)を参照)
- ・経常経費については、引き続き包括予算編成方式（部局枠配分予算編成方式）を実施することとし、各部局が主体的に行う事業選択、効率化等を一層推進することとします。
- ・特別要望枠事業以外については、枠配分内での要望が原則であるが、消費税率の引上げ分及び、光熱水費・燃料費の値上げ部分については、枠外での取扱いとすることで、所要の経費を適切に見込むこと。
- ・内示している施策費及び経常経費を合わせた部局枠配分については、部局枠配分内での相互調整を可能とします。

(3) 緊急経済対策への対応 ー 積極的な予算措置への取り組み

- ・消費税の税率引き上げによる景気の腰折れを防ぐために、国においては今後、平成25年度補正予算・平成26年度当初予算を一体として切れ目のない経済対策を実施することによる景気の下支えをしていくことが見込まれています。
- ・市の当初予算編成においても、特に地域経済の再生に資する事業については、予算の重点配分を予定しているところであり、緊急経済対策が実施された場合には、全庁挙げて国の施策予算の積極的な獲得に向けて取り組むこととします。

(4) 第五次新居浜市長期総合計画の実現に向けて ー 効果的な施策事業の実施

- ・第五次長期総合計画の将来都市像「一あかがねのまち、笑顔輝く一産業・環境共生都市」を実現するために、基本計画で定めた成果目標の達成に向けて、重点的に取り組むべき施策を踏まえた予算を編成することとします。
- ・編成に当たっては、施策事業について、これまでの10か年事業計画を3か年事業計画とし、確実に財源を担保するとともに、「行政評価システム」と連動することにより、事務事業や施策レベルにおいて効果的な事業実施を推進します。
- ・多額の費用を要し、長期的な計画管理を要する大型プロジェクト等については、別途、長期での事業計画を合わせ持つことで、長期的な財源見通しを保持することとします。

(5) 市民満足度の向上に重点を置いた行政サービスの提供

- ・行政改革大綱2011の目標である市民満足度（市民の笑顔）の向上に重点を置き、行政経営改革に取り組み、効果・効率的な行政運営システムの確立を目指した予算編成を行うこととします。

平成26年度予算編成要領

1 予算編成に関する基本的事項

(1) 事務事業の重点化

「行政評価システム」の活用等により費用対効果分析の精度を高め、廃止・見直しを含めた選別・重点化を図り、より効果の高い事務事業へ経営資源を重点的に配分すること。特に、漫然と前年度踏襲型の予算編成に陥ることなく、すべての事務事業について行政評価の検討結果等を活用し、効果・効率的な予算配分となるよう重点化を図ること。

(2) 創意工夫による効率化

各部局の创意工夫により、事務事業の統合、廃止、手法の改善等を行い、一層の効率化、簡素化を推進すること。

(3) 計画的な予算編成

当初予算は年間を通じて予測される全ての財源と年度内に必要とされる全ての事業費を要求すること。

(4) 財源の確保

市税、使用料等については、負担の公平性とより多くの財源を確保するため、引き続き徴収率の向上に努め、受益者負担の適正化を図ること。

国庫（県）支出金については、積極的に情報収集を行い、的確な見積りに努めること。

土地建物等の遊休資産については処分を検討し、財源の確保を図ること。

「新居浜市広告事業実施要綱」に基づき広告事業の積極的な活用を図ること。

(5) 議決機関等の指摘事項

議決機関（決算特別委員会等）、監査機関から指摘のあった事項については、精査を行い、予算要望すること。

2 予算編成の具体的な事項

＜3か年事業計画＞

平成26年度の3か年事業計画については、別途通知する「3か年事業計画（平成26～28年度）編成要領」に基づき編成する。

＜経常経費＞

経常経費については、包括予算編成方式により、平成25年度予算額をベースに、各部局に一般財源額を配分するので、平成24年度に多額の不用額が生じた事業を精査した上で、あらゆる角度から事業内容の見直しを行い、その枠内で効率的・戦略的な予算編成に取り組むこととする。

※編成にあたっては別紙「平成26年度経常経費算定基準」を基本とする。なお、各部局の一般財源枠配分額については、「共通フォルダ>他課共有>財政課>経常>部局別経常枠算定表」内に掲載しているので、参照すること。

＜歳入に関する事項＞

歳入の見積りにあたっては、経済の状況、国・県の制度改革の動向、前年度実績、法令等を十分検討の上、積極的に財源の確保を図ること。

（1）市税

市税は、歳入の大宗となる重要な財源であり、その収入状況は行財政運営に多大な影響を及ぼすことから、個人所得の状況、企業実績、制度改革等の動向を勘案し、的確な収入見込み額を計上すること。

また、税負担の公平を期すため課税客体の捕捉漏れを防ぐとともに、滞納整理の早期着手、計画的な取り組みなど徴収率の向上に最大限の努力を払うこと。

（2）使用料等

使用料は公の施設等の利用の対価として特定の利用行為の応益性に着目して徴するもの、また、手数料は特定の行政サービス（役務提供）に対する実費弁償的なものとして徴するものであることから、住民負担の公平性及び受益者負担の原則を基本に毎年度のコスト計算等により、受益者の負担割合、単価基礎等適正な水準にあるかについて常に検証し、適正化に努めること。

また、各施設に設置されている自動販売機に係る使用料についても漏れなく計上すること。

(3) 国（県）支出金

国（県）支出金については、国・県の動向を十分に見極めながら、積極的な確保に努めること。ただし、補助事業ということで安易に対応することなく、必要性・事業効果等について十分に検討すること。国の制度変更等によって、当初予算要求後に協議が必要となった場合は、速やかに財政課と協議すること。

(4) 市債

事業推進上、市債は有効な財源であるが、発行による公債費の後年度負担の増加は、施策事業費への投与財源の減少に結びつくことから、プライマリーバランスに留意し、対象事業の厳選を行い、市債残高の累増の抑制を基調に調整を行うこと。また、活用にあたっては適債性や交付税措置について財政課と十分協議の上見積もること。

(5) その他の収入

財産収入、諸収入等については、制度改革、使用状況、実績、金利の動向等を勘案し、金額の多少にかかわらず的確な捕捉に努め、財源の確保を図り、増収に努めること。特に、遊休資産についてはその有効活用について幅広く検討し、処分可能なものは引き続き積極的な取り組みを進めること。

その他、経常的な収入については、金額の多少にかかわらず、予算要求すること。

＜歳出に関する事項＞

事業の選択にあたっては、事業の効果、経済性等に十分留意し、「3か年事業計画」に基づくもの、及び市民生活への関連性が高く緊急性のある事業、並びに地域経済の活性化に資する事業を優先すること。

限られた財源をより効果的・効率的に投入するために、「行政評価システム」を活用し、各事務事業の施策目標に対する貢献度を明確にすることで、より効果の高い事務事業へ重点的な財源配分を行うこと。

また、各部局の創意と工夫を發揮するとともに、事務事業の重点化と経費の効率化を図り、事務の簡素・合理化等に積極的に努めること。

コスト削減、手法改善等、効果効率的な執行に努めるほか、執行段階における競争の促進や経済の動向、人事院勧告などを勘案した単価の適正化、入札の状況などに十分留意すること。

なお、国・県補助負担金等の廃止・縮小が行われた事務事業は、内容を精査し、安易な市単独事業への振替は原則として行わないこととする。

(1) 人件費

人件費は、削減が困難な義務的経費であるため、財政を圧迫する要因の一つであると同時に市民が最も関心を示すものであり、常にその動向に留意しなければならない経費である。このことから、定員管理の適正化等を強力に推進し、人件費の抑制を図ることとする。

(2) 扶助費

社会保障関係経費については、国の制度改正の動向に十分留意するとともに、決算や支出状況を踏まえ、適正な見積もりを行うこと。

また、法令で義務付けられているもの以外については、市が担うべきサービスの範囲や水準が適正なものであるか検証を行い、必要な見直しを行うこと。

(3) 物件費その他

施策費、公共事業及び単独事業の事務費に係る物件費その他経費についても、経常経費算定基準に基づき算定することとし、複写機使用料等の共通経費への予算計上を優先することとする。

また、エコアクションプランに基づく個別目標が設定されている、電気、灯油等については目標に基づき算出すること（ニームスシステム文書マニュアル参照）。

なお、光熱水費・燃料費の値上げ分に係る経費は、枠配分外での取扱いとするので、所要の経費を適切に見込むこと。

(4) 負担金、補助金及び交付金

会費的な負担金は、加入している協議会等の効果について再度見直しを行い、類似団体への加入や行政効果の低下したものについては、加入を取りやめること。

補助金のうち、新居浜市補助事業公募審査会が公開審査する補助金については、審査会により決定することとする。

(5) 投資的経費

事業の選択にあたっては、重点化・効率化等を勘案し「第五次長期総合計画」に基づく具体的計画に立脚したもので市民生活への関連性が高く、かつ緊急性のある事業を優先する。

(6) 消費税の取扱い

消費税率の引上げ分に係る費用は、施策経費及び経常経費とともに枠配分外の取扱いとするので、所要の経費を適切に見込むこと。

その際、税率の経過措置について十分留意すること。（「平成26年4月

1日以後に行われる資産の譲渡等に適用される消費税率等に関する経過措置の取扱いQ & A」（国税庁消費税室）等を参照のこと。）

＜事務事業見直しにあたっての留意点＞

（1）市民要望への対応

- ①市民要望は適切に把握されているか（現場を確認しているか）。
- ②特定の個人や団体の要望を市民要望と受け取っていないか。
- ③受益者が特定され、全体に還元されていないものはないか。

（2）事業実施時期の妥当性

- ①事業実施の時機を得ているか。
- ②緊急性、必要性などについて十分検討されているか（社会経済情勢の変化と関わりなく、漫然と要求していないか）。
- ③すでに目的を達成していないか。

（3）行政関与の妥当性

- ①民間等で同種の事業が実施されていないか。
- ②市が関与すべき範囲を越えていないか（過剰サービスとなっていないか）。

（4）効果・効率性

- ①市民にとって、明らかな行政効果があがっているか。
- ②利用者や利用率が減少していないか。
- ③より効率的な手段や方法はないか。
- ④類似の事務事業について統合することはできないか
- ⑤他の部局で同種の事業はないか。

（5）適正な受益者負担

- ①サービスを受けていない市民との公平性に問題はないか。
- ②無料または負担が少ないとから、本来必要のない利用者を生み出していないか。
- ③行政コスト、事業目的等に照らして、適正な受益者負担金の設定となっているか。

3 特別会計に関する事項

特別会計の予算編成に当たっては、一般会計に準じて行うものとするが、個々の会計の性格を再度認識し、自己財源の確保を図り、法令上特に定めのあるもの及び繰出し基準に定めるもの等制度上の繰入金を除き、財源不足を安易に一般会計に求めることなく、事業の徹底した見直しと事業収入の確保に努めること。

4 予算の調整

本通知は、国の平成26年度の地方財政計画の詳細が明らかになった段階、あるいは、今後の国の予算編成の動向等によって、再度の予算調整が必要となる場合がある。

5 その他

- (1) 公費により管理運営している特殊法人については、本市の予算編成に準じたものとし、予算を安易に公費に求めることなく、自主事業の展開による財源の確保、事務事業の重点化と経費の効率化を図り、事務の簡素・合理化等に積極的に努めること。
- (2) リース契約等について、債務負担行為なしで長期継続契約が可能となっている。条例、規則、運用基準を確認の上、長期継続契約を行う場合は、10月31日（木）までに「長期継続契約に係る協議書」を契約課に提出すること（承認通知は11月中旬頃）。

平成26年度当初予算経常経費算定基準

経常経費は、人件費、扶助費、公債費など歳入の変動に関係なく固定的、義務的に支出しなければならない経費であるが、包括予算編成方式を活用して、あらゆる方面からの見直しを行い、重点化、手法の改善、効率化、簡素化、統合、廃止などの再検討を行うこと。

平成26年度当初予算経常経費の算定基準を次のとおり定め、本基準に従って予算編成作業を進めていくこととする。

- 1 報酬 報酬を支給できるのは議員、委員、非常勤職員のみであり、区分ごとに現行制度に基づき算出すること(市職員で非常勤のものの基準額の決定は12月末頃の予定であるため、要望額の算出は平成25年度の基準を用いること)。

補助対象については、補助基準額とする。

議員の議員報酬額は、「新居浜市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」、委員の報酬額は、「新居浜市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」に定める額とする。

- 2 給料 別途算出する。(総務部)
3 職員手当等 様々な手当についての算出基準。
補助事業の事務費については、人件費(給料、職員手当等、共済費)を優先して最大限計上すること。
時間外勤務手当 給料の5.1%以内とする。
その他の手当 給料に準じる。

- 4 共済費
社会保険料 報酬、賃金に料率を乗じて算出した額とする。
共済組合負担金等 給料に準じる。

- 5 災害補償費 前年度当初予算額を上限とする。

- 6 恩給及び退職年金 別途算出する。(総務部)

- 7 賃金 臨時職員給 人員の見直し及び単価は別途算出する(基準額の決定は12月末頃の予定であるため、要望額の算出は平成25年度の基準を用いること)。

- 8 報償費
報償金 原則として前年度当初予算額を上限とする。
謝礼金
賞品記念品 原則として前年度当初予算額を上限とするが、各種大会、行事等における記念品等は、必要性を検討し、不要なもの、

慣例的なものは廃止する。

講師謝金については、別途通知する「講師謝金基準」にもとづき算出すること（電子掲示板参照）。

9 旅費

費用弁償

普通旅費

旅費規程に基づき算出すること。

原則として前年度当初予算額を上限として、行先、内容等を明記した積算資料に基づき算定した額とする。また、「昭和39年府達第7号」に基づき1用務1人を原則とし、全国規模の大会、総会等への参加は原則として認めない。

なお、委託料、補助金等に旅費相当額が含まれている場合も、上記と同様の取り扱いとする。

四国内（今治市大島、伯方島及び大三島以外の島しょ部除く）への出張については原則として公用車により行うこと。

市内旅費

公用車利用の場合は支給なし。

10 交際費

実績等を勘案して算出する。

11 需用費

食糧費

賄材料費

消耗品費

印刷製本費

必要最小限度の額を基本に、実績等を勘案して算出する。

原則として補助基準内の額とする。

原則として前年度当初予算額を上限とする。

各種冊子類については、資源の節約の上からも、その必要性、配布先、冊数等を精査し、整理統合を図るとともに、ホームページの活用等で代替できないか検討すること。また、パソコン等の活用による版下製作や府内印刷の利用等により節減に努めること。また、帳票類については、在庫の状況を把握の上、必要数量を的確に見積もること。

光熱水費

実績に基づき算出する（単価は最新の契約単価を用いること）。昼休みの消灯、不要な照明の調整等を積極的に実施し、節減を行うとともに使用量、電力単価の動向に留意すること。

器具修繕料

施設修繕料

原則として前年度当初予算額を上限とする。

燃料費

実績に基づき算出する（単価は最新の契約単価を用いること）。

12 役務費

通信運搬費

実績に基づき算出する。郵送料については種別ごとの単価に留意し、必要な額を見積もること。

県庁等への郵送のように定期的に多数の文書を同一箇所へ郵送する場合は、引き続き総務課で取りまとめて郵送する

ので、留意すること。

火災保険料	加入契約に定められた料率によって算出した額とする。
自動車保険料	
広告料	原則として前年度当初予算額を上限とする。
手数料	

1 3 委託料

入所・措置委託料	現行制度に基づき算出する。
業務・管理委託料	現行の委託内容について、仕様の見直しを行うなど、可能な限り圧縮に努めること。また、委託業務に係る人件費については、人員配置が適切かどうか、直當で実施する場合との比較検討などを行い見積もること。指定管理委託料については当該年度確定額を計上すること。

1 4 使用料及び賃借料

自動車賃借料	原則として前年度当初予算額を上限とする。
会場賃借料	
電算機使用料	リース期間終了後においても使用可能な機器については、可能な限り使用すること。
複写機使用料	別途算出する。

1 5 工事請負費 維持補修費は、原則として前年度当初予算額を上限とする。

1 6 原材料費 前年度当初予算額を上限とする。

1 7 公有財産購入費 別途算出する。

1 8 備品購入費

庁用自動車等	更新は、原則として10年経過、または10万キロ以上走行していること。
一般事務用備品	図書購入費は、前年度当初予算額を上限とするが、追録図書の購入については、単行本による代替え、購入済みの同種の追録図書の有無、後年度負担などを十分検討すること。

1 9 負担金補助及び交付金

負担金	出席負担金は、前年度当初予算額を上限として、内容等を明記した資料に基づき算出した額とする。 既に加入している協議会等で、行政効果の低下したものは脱会
-----	---

を検討すること。また、負担金を伴う協議会等への新規加入は、原則として認めない。なお、全国規模の大会、総会等への出席負担金並びに懇親会、視察経費に係る負担金は、原則として認めない。

補助金 補助金のうち審査会が公開審査する補助金については、審査会により決定する。

2 0 扶助費

扶助費は、任意に削減、圧縮できない義務的経費であることから、その必要性、公平性、効果等について常に検討、見直しを行うこと。また、物件費、補助費等と明確に区分して計上すること。

2 1 貸付金 貸付先の財政状況、事業計画、貸付の効果等を勘案した額とする。

2 2 補償補填及び賠償金 関連事業費との関係等を勘案した額とする。

2 3 償還金利子及び割引料

償還金 市債の償還金は、償還年次表に基づいて算出した額とする。
国庫支出金等の還付金は、確定しているものとする。

利子 利子償還金は、償還年次表に基づいて算出した額とする。
一時借入金利子は、借入額、利率等を勘案して算出した額とする。

2 4 投資及び出資金

支出先の財政状況、事業計画、支出の効果等を勘案した額とする。

2 5 積立金

基金積立金は、金利の動向、財政状況等を勘案して決定する。

2 7 公課費

賦課対象、基準等が法令等で明確なものとする。

2 8 繰出金

一般会計から特別会計への当該繰り出し額が繰り出し基準に基づくものであるかどうかなど一般会計と特別会計の負担区分に留意し、会計独立の原則にたち、安易に財源不足を一般会計に依存することのないよう的確に算出した額とする。

平成26年度 予算編成作業日程表(予定)

区分			~11月	12月	1~2月	
歳入歳出 関係試算	一般財源の算定	市 稅 (税各課)		~12/18		
		地 方 交 付 税 (財政)		~12/25		
		地 方 譲 与 税 (〃)	~11/25			
		交 付 金 等 (〃)	〃			
		使 用 料 及 び 手 数 料 (各課)	〃			
		財 产 収 入 (〃)	〃			
		諸 収 入 (〃)	〃			
経常的経費	経常的経費	人 件 費 (人事課)		~12/25		
		扶 助 費 (福祉部・教委)	~11/25			
		公 債 費 (財政)	〃			
		物 件 費、補 助 費 等 (各課)	〃			
		維 持 補 修 費、操 出 金 (〃)	〃			
		そ の 他 (〃)	〃			
		経 常 経 費 化 す る も の (財政)	〃			
予 算 编 成 方 針 の 決 定			10/7			
予 算 编 成 方 針 の 通 知			10/7			
3か年事業計画等	3か年事業計画編成要領通知		10/7			
	当 初 予 算 1 次 要 求		10/7-10/31			
	当 初 予 算 2 次 要 求		11/1-11/15			
	当 初 予 算 事 務 査 定		11/1	~12/13		
	当 初 予 算 3 次 要 求		11/18	~11/29-12/20		
	当 初 予 算 企 画 部 査 定			12/16-12/20		
	3か年事業計画市長ヒアリング			12月下旬		
	3か年事業計画市長査定				1月上旬	
	3か年事業計画平成26年度予算内示				1月中旬	
	施 策 事 業 費 見 積 書 提 出				1/23	
経常経費	経 常 経 費 入 力 (VENAS) ※人 件 費 除 く			~12/20		
	経 常 経 費 見 積 書 提 出				1/23	